

熊本地震被災動物診療券による支援の延長等について

- 1 日本獣医師会にて印刷し、現地本部（熊本県獣）等に発送した「熊本地震被災動物診療券」（1枚当たり千円相当、1冊が10枚綴り合計1万円）については、使用期限を10月31日まで延長する（本券に記載された利用期限は地方獣医師会又は会員構成獣医師において修正する。）。新たに本券を希望する地方獣医師会は本会へ請求すること。
- 2 診療券を配布された被災者は、会員病院での診療等（ホテル、予防診療等を含む。）の他、往診、九州災害時動物救援センターの収容動物の診療等、熊本県外における被災動物の診療にも使用できる（同一個体であれば10枚を何回かに分けての使用は可能だが、1つの通し番号の冊子を複数個体で分割はできず、差額は返金しない。）。
- 3 従来どおり診療を行った会員獣医師は、別紙様式1及び2に必要事項を記入の上、本会あてにFAX又は郵送する。折り返し、1週間以内を目途に本会から会員獣医師に送金する。

※ 診療券使用の注意

避難生活を送っている飼い主本人の所有する動物1頭に対し、1つの通し番号を割当てるとし、1名の飼い主につき、2頭（2冊）までとし（飼い主が不明の動物は診療助成の対象としない。）、支援対象の判断は診療する会員獣医師が行う。同一飼い主による重複申請のチェックは、診療券を交付する会員獣医師及び本会が行う。請求対象の動物が複数頭いる場合には別紙様式2を追加して使用する。

診療券



表表紙



裏表紙



